

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	太地町 固定資産税に係る賦課及び徴収に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

太地町は、固定資産税に係る賦課及び徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

和歌山県 太地町長

## 公表日

平成28年10月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産に係る賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、固定資産税の賦課及び徴収を行っている。 また、評価証明、公課証明等の各種税務証明の発行を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ・ 固定資産の所有者管理に係る事務 ・ 固定資産税の納税義務者管理に係る事務 ・ 納税義務者の口座管理に係る事務 ・ 固定資産税の収納管理に係る事務 ・ 固定資産税の滞納整理に係る事務
③システムの名称	固定資産税システム、宛名管理システム、口座システム、収納消込システム、滞納整理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産情報ファイル、固定資産税賦課情報ファイル、口座情報ファイル、固定資産税収納情報ファイル、固定資産税滞納整理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び同法別表第1 16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号同法別表第2 27の項等
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務課
②所属長	総務課長 漁野 洋伸
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	太地町役場 総務課 〒649-5171 和歌山県東牟婁郡太地町大字太地3767番地の1 0735-59-2335
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	太地町役場 総務課 〒649-5171 和歌山県東牟婁郡太地町大字太地3767番地の1 0735-59-2335

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	評価書名	固定資産税に係る賦課に関する事務	固定資産税に係る賦課及び徴収に関する事務	事後	
平成28年10月18日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	固定資産税に係る賦課に関する事務	固定資産税に係る賦課及び徴収に関する事務	事後	
平成28年10月18日	I. 1. ①事務の名称	固定資産税に係る賦課に関する事務	固定資産税に係る賦課及び徴収に関する事務	事後	
平成28年10月18日	I. 1. ②事務の概要	<p>地方税法に基づき、固定資産税の賦課及び徴収を行っている。 また、評価証明、公課証明等の各種税務証明の発行を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定資産の所有者管理に係る事務</li> <li>・ 固定資産税の納税義務者管理に係る事務</li> <li>・ 納税義務者の口座管理に係る事務</li> </ul>	<p>地方税法に基づき、固定資産税の賦課及び徴収を行っている。 また、評価証明、公課証明等の各種税務証明の発行を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定資産の所有者管理に係る事務</li> <li>・ 固定資産税の納税義務者管理に係る事務</li> <li>・ 納税義務者の口座管理に係る事務</li> <li>・ 固定資産税の収納管理に係る事務</li> <li>・ 固定資産税の滞納整理に係る事務</li> </ul>	事後	
平成28年10月18日	I. 1. ③システムの名称	固定資産税システム、宛名管理システム、口座システム、中間サーバー	固定資産税システム、宛名管理システム、口座システム、収納消込システム、滞納整理システム、中間サーバー	事後	
平成28年10月18日	2. 特定個人情報ファイル名	固定資産情報ファイル、固定資産税賦課情報ファイル、口座情報ファイル	固定資産情報ファイル、固定資産税賦課情報ファイル、口座情報ファイル、固定資産税収納情報ファイル、固定資産税滞納整理情報ファイル	事後	
平成28年10月18日	I. 5. ②所属長	総務課長 三好 通弘	総務課長 漁野 洋伸	事後	
平成28年10月18日	II. 1 いつの時点の計数か	平成27年3月20日 時点	平成28年10月1日 時点	事後	
平成28年10月18日	II. 2 いつの時点の計数か	平成27年3月20日 時点	平成28年10月1日 時点	事後	